

群馬県カワウ適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画・第二期計画）概要（案）

1 計画策定の背景及び目的

カワウの生息数の急激な増加に伴い、県内の河川湖沼や養殖場ではカワウによる水産資源の食害等が大きな問題となっている。漁協・市町村等による被害防除対策や有害鳥獣捕獲が行われているが、被害軽減の効果は十分ではない。

このため、内水面漁業被害の軽減により、人とカワウとの軋轢解消を目指す。

2 計画の期間及び区域

(1) 期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) 区域：県内全域とする。

3 現状

(1) ねぐら・コロニー 14箇所（コロニー(繁殖地) 4箇所、ねぐら(休息地) 10箇所)

(2) ねぐら・コロニーにおける年平均個体数 H27年度1,070羽、H28年度712羽、H29年度666羽

4 管理の目標

内水面漁業被害への対応を最優先課題と位置づけ、被害を軽減するため、年平均個体数について、平成24年度の水準（960羽）から10年後（平成34年度）には半減させることを目指す（年平均個体数480羽を目指す。）。

5 目標達成のための施策

ねぐら・コロニーと採食地について、以下の方針に沿って対応を行う。

<ねぐら・コロニー>①定着コロニー3箇所(高津戸ダム・南陽台・真壁調整池)で個体数増加の抑制・減少を図る。

②新規コロニー(田代湖)は除去・ねぐら化を図る。

③ねぐらはコロニー化や拡大を防止し、新規成立を阻害する。

<採食地(河川湖沼)>守るべき時期、箇所、対象を明確にした上で対策を継続・改善する。

<共通事項>①生息状況・飛来状況のモニタリング及び収集した情報の共有・発信を行う。

②得られた情報を分析し、結果を次の対策や目標設定に反映させる順応的管理を行う。

6 捕獲・個体数調整

<ねぐら・コロニー>個体数の顕著な増加を抑えて減少に転じさせるためには、攪乱によりねぐら・コロニーを拡散させないように、現地の状況をよく確認し、関係者の合意を形成（拡散先の把握や必要な追加措置を行う体制整備）した上で行う。

<採食地・移動経路>カワウの動きや現地の状況を勘案して適切な箇所を選定し実施する。

7 その他管理のために必要な事項

○計画の実施主体：県、市町村、漁業者及び野鳥の会を始め、地域住民、国及び人造湖管理者と連携して実施

○評価機関：「群馬県カワウ適正管理検討委員会」において進捗状況や順応的管理の状況を確認、評価

○広域的な連携：関東カワウ広域協議会における情報共有等とともに隣接県と連携